

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主をはじめ、お客様、社会、従業員などのステークホルダーとの適切な関係を維持し、医薬品・医療機器製造販売業者としての社会的使命・責務を全うすることで持続的な業績向上と企業価値の増大を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本方針としております。

具体的な施策といたしましては、社外取締役の任用、実績連動型取締役報酬制度の導入と役員報酬評価委員会の設置、内部通報制度の整備その他の内部統制システムを構築しておりますが、今後も随時必要な見直しを行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1 - 2 - 4】

議決権の電子行使については、第63期定時株主総会より導入いたしました。

また、現時点で招集通知の英訳は行っておりませんが、和英併記のデータブック、英文の決算短信および決算説明資料をホームページ上で提供しており、海外の投資家の方々も情報を入手できるよう配慮しております。

<http://www.kawasumi.jp/>

招集通知の英訳についても、今後の海外投資家の保有比率の動向等を踏まえ、引き続き検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

政策保有株式については、業務提携、取引の維持・強化等保有目的の合理性、当該株式の計上額が連結貸借対照表に占める割合が過大ではないこと等の条件を満たす範囲で保有することを基本的な方針としています。

個別の政策保有株式の保有の適否については、当社の成長への寄与度、投資効率、他の資金需要等を勘案して判断しており、保有の妥当性が認められない場合には、売却を進めます。

議決権の行使については、上述の保有方針に適合するか、発行会社の健全な経営と企業価値の向上に資するか等を総合的に勘案し、各金融機関が発表しているスチュワードシップ・コードや投資助言会社の議決権行使方針も参照しつつ判断することとしております。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

現時点で当社において関連当事者の取引はありません。

当社では、取締役および取締役が実質的に支配する法人との競業取引および利益相反取引は、取締役会での審議・承認を得ることとしています。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、アセットオーナーとしての機能を発揮しつつ、利益相反を適切に管理すべく企業年金の担当者を配置し、外部の研修・セミナーに参加させ、運用知識の向上を図っております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

(i)当社は社是を制定しており、当社ホームページで開示しております。

<http://www.kawasumi.jp/profile/profile.html>

経営計画については、2018年5月15日付で中期経営計画の策定および構造改革の実施を公表し、長期目標とともに当社ホームページで開示しております。

<http://www.kawasumi.jp/wp-content/uploads/2018/05/310612a4a06522283df5e5c73952c1b3.pdf>

(ii)当社は、コーポレートガバナンスの基本方針について、当社ホームページで公開している有価証券報告書の「コーポレートガバナンスの状況」において開示しております。

http://www.kawasumi.jp/ir/library_02.php

(iii)当社は、役員の報酬等の決定に関し、役位ごとの役割責務に相応しいものであること、優秀な人材が確保・維持できる水準であること、当社の企業価値の向上と持続的成長に向けたインセンティブとなることなどを基本に、会社の業績や経営内容、役員本人の実績や責任の重さなどを考慮し、毎年見直しを行う方針としています。

各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬については、報酬の種類(「基本報酬」、「賞与」、「譲渡制限付株式報酬」の別)を問わず、社長および全ての監査等委員で構成され、社外取締役が過半数を占める役員報酬評価委員会が、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会が、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で決定しています。

(iv)当社は、昭和62年(1987年)の上場以前から社外役員を取締役会のメンバーとして任用し、取締役会の公平中立な意思決定を担保したうえで、社外取締役が過半数を占める役員報酬評価委員会の諮問を経て、代表取締役の起案に基づき、候補者の経験、能力、識見、人格に基づいて判断することとしています。

また、特定の取締役に、反社会的勢力との不適切な関係が認められる場合、法令・定款・当社規程等に違反し、当社グループに多大な損失もしくは業務上の支障を生じさせる場合(そのおそれがある場合を含む)、職務執行を十分に果たし得ないと判断された場合のいずれかが生じた場合は、当該取締役の解任を提案します。

(v)個々の取締役候補者の選任理由は、当社ホームページで公開している第63期定時株主総会招集ご通知の「株主総会参考書類」において開示しております。

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友ベークライト株式会社	4,762,980	20.76
川澄化学工業株式会社	2,279,844	9.93
旭化成メディカル株式会社	1,000,000	4.36
エムエルアイ フォー クライアント ジェネラル オムニ ノンコラテラル ノン トリーティアー ビー ビー(常任代理人 メリルリンチ日本証券株式会社)	848,300	3.70
株式会社三井住友銀行	725,664	3.16
森六ホールディングス株式会社	612,540	2.67
株式会社伊予銀行	502,048	2.19
株式会社大分銀行	502,048	2.19
ステートストリートバンクアンドトラスト クライアント オムニバス アカウント オーエムゼロツー 505002(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	476,800	2.08
川野幸博	423,589	1.88

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	精密機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小林 孝	他の会社の出身者							○				
境 康	他の会社の出身者											
近藤 安正	他の会社の出身者											
松尾 祐美子	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

小林 孝			小林孝氏は当社発行済株式総数の20.76%(議決権の23.06%)を保有する主要株主である住友ベークライト株式会社の取締役常務執行役員であります、当社と小林孝氏との間に特別の利害関係はありません。	小林孝氏は、住友ベークライト株式会社において、QOL(クオリティ・オブ・ライフ)事業を統括されるとともに、同社の取締役も務められており、企業経営者としての豊富な経験と工業樹脂製造や高機能プラスチックに関する幅広い知見が当社の経営に生かされると判断し、社外取締役候補者となりました。 同氏は、東京証券取引所が定める基準も参照し、独立性を有しないと判断したため独立役員に指定しないこととしておりますが、一般株主との利益相反が生じるおそれはないものと判断しており、社外取締役として公平な立場で助言等をいただけるものと考えております。
境 康	○	○	——	企業経営者としての豊富な経験と、金融・財務等に関する幅広い知見が当社の経営に活かされると判断し、社外取締役候補者となりました。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員としてふさわしい人物であると考え指定いたしました
近藤 安正	○	○	——	公認会計士としての財務および会計に関する豊富な知見が当社の経営に活かされると判断し、社外取締役候補者となりました。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員としてふさわしい人物であると考え指定いたしました
松尾 祐美子	○	○	——	法律の専門家としての豊富な経験と、企業経営への参画を通じた高い見識が当社の経営に活かされると判断し、社外取締役候補者となりました。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員としてふさわしい人物であると考え指定いたしました

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性	更新
-------------	----

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき者の異動や評価・処遇については、監査等委員会の同意を要することとし、業務執行取締役からの独立性を確保しています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 毎年7月に年間の会計監査計画について協議するほか、期末決算および各四半期決算にあたっては決算方針について協議しております。
また、当該決算にかかる会計監査人の監査の実施状況および監査結果について監査報告会を開催し、これに監査等委員が出席することで監査情報の共有化を図っております。
なお、当社は有限責任監査法人トーマツを起用しておりますが、前事業年度における会計監査人に対する報酬等の額は以下のとおりであります。

(1) 監査証明業務に基づく報酬 31百万円
非監査業務に基づく報酬 0百万円

(2) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の決議の目的とすることを請求いたします。

2. 監査等委員と内部監査部門の連携状況
業務プロセス全般について諸規定との準拠性ならびに妥当性および効率性の検証・評価・改善を図るため監査部(スタッフ5名)を設置しております。

監査等委員（スタッフ1名）は、当該監査部と各事業年度の初めに年間の業務監査計画について協議し、必要と思われる場合は合同監査を実施しております。

また、業務監査にかかる報告書を相互に提供し合うとともに、必要な場合は面談するなどして情報の共有化を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性	更新
-----------------------------	----

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員報酬評価委員会	4	0	1	3	0	0	社内取締役

補足説明

-

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

取締役に対する報酬は、a.役位ごとに一定の固定報酬と、b.各取締役の業務執行の実績や中長期的な企業価値向上への取り組み等を総合的に評価し一定の範囲で増減する実績連動報酬からなる「基本報酬」、及びc.年度業績計画の達成度合い等により決定する業績連動報酬としての「賞与」に加え、d.中長期のインセンティブ報酬としての「譲渡制限付株式報酬」により構成されています。なお、業務執行から独立した立場にある監査等委員である取締役については、基本報酬のうち実績連動報酬は支給していません。また、社外取締役及び監査等委員である取締役については、譲渡制限付株式報酬を付与していません。

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、社長および全ての監査等委員で構成され、社外取締役が過半数を占める役員報酬評価委員会が、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会が、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で決定しています。また、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）は報酬の一定割合を役員持株会に拠出するよう内規で定めており、株価連動型報酬としての要素も加え、取締役のインセンティブとなるよう配慮しております。

譲渡制限付株式報酬については、2019年6月20日開催の第62期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、譲渡制限付株式を報酬として付与する制度の導入について承認をいただいております。本制度は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象取締役に与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき対象取締役に對して支給する金銭報酬債権の総額は、年額60百万円以内（2016年6月23日開催の第59期定時株主総会において承認された当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の年額300百万円以内の枠内）とし、本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年90,000株以内とします。

本制度に基づき、2019年6月20日開催の取締役会の決議により、譲渡制限付株式付与のために対象取締役7名に金銭報酬債権37百万円を支給し、現物出資された金銭報酬債権の対価として当社普通株式53,000株を対象取締役7名に付与しました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を開示しております。

開示項目は以下のとおりであります。

- 1. 取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)7名 報酬等の総額 253百万円(基本報酬185百万円、賞与30百万円、株式報酬37百万円)
- 2. 取締役(監査等委員、社外取締役を除く)1名 報酬等の総額 6百万円(基本報酬 6百万円、賞与 0百万円)
- 3. 社外役員 4名 報酬等の総額 38百万円(基本報酬 34百万円、賞与3百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等の決定に関し、役位ごとの役割責務に相応しいものであること、優秀な人材が確保・維持できる水準であること、当社の企業価値の向上と持続的成長に向けたインセンティブとなることなどを基本に、会社の業績や経営内容、役員本人の実績や責任の重さなどを考慮し、毎年見直しを行う方針としています。

各取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬については、報酬の種類(「基本報酬」、「賞与」、「譲渡制限付株式報酬」の別)を問わず、社長および全ての監査等委員で構成され、社外取締役が過半数を占める役員報酬評価委員会が、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員会が、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で決定しています。

【社外取締役のサポート体制】

やむを得ない事由により社外取締役が取締役会を欠席した場合については、審議事項にかかるすべての資料を送付することとしており、経営の監視機能確保に努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社はコーポレート・ガバナンス体制として、監査等委員会設置会社を選択し、取締役会、監査等委員会および会計監査人を設置しています。これは、取締役会の議決権を有する監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)が監査を行うことにより監査・監督の実効性を向上させるとともに、社外取締役の比率を高めることで、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的としたものであります。

取締役会は、定時取締役会が毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項および法定事項の意思決定を行うとともに、グループ全体の運営状況を監督しております。また、取締役の公平中立な職務執行を担保し経営の健全化を図るため、社外取締役を役員報酬評価委員会のメンバーとして任用しております。

当社は、定款において取締役会の決議によって重要な業務執行の全部または一部を取締役に委任することができる旨を定めており、個別の業務執行については、代表取締役等の経営陣にその決定を委任しています。経営陣が迅速かつ効率的な業務執行を行うため、職務権限規程や業務分掌規程等に基づく適切な権限委譲や稟議制度について定めております。また、担当取締役の権限範囲を超える事項や部門横断的な事項については、経営会議(月2回)を開催して適正な業務執行に努めております。また、監査等委員会は、社外取締役である3名の監査等委員で構成されており、グループ全体の経営に関わる職務執行状況全般について監査を実施しています。業務執行の監査・監督については、執行役員会(月1回)において業務執行状況の報告を受けるほか、内部監査報告会(月1回)において監査部による業務プロセスのチェックやモニタリングの結果について報告を受けております。

なお、会計監査人には有限責任監査法人トーマツを選任しております。会計監査業務を執行した公認会計士は平野満氏および中原健氏の2名であり、また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名・その他5名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社はコーポレート・ガバナンス体制として、監査等委員会設置会社を選択し、取締役会、監査等委員会および会計監査人を設置しています。これは、取締役会の議決権を有する監査等委員が監査を行うことにより監査・監督の実効性を向上させるとともに、社外取締役の比率を高めることで、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的としたものであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より3営業日前に、株主総会招集通知を発送。
集中日を回避した株主総会の設定	直前の事業年度にかかる定時株主総会は6月18日に開催。
その他	株主総会招集通知を発送日の4営業日前にホームページ上に公開。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回以上。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明動画・決算データ・決算短信・決算説明会資料・株主通信・有価証券報告書・四半期報告書・データブック等。	
その他	株主アンケートを実施(適宜)。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	法令・企業倫理の遵守にかかる理念・規程の整備等。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境ISOの取得、3R (Reduce・Reuse・Recycle) の推進等。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、株主をはじめ、お客様、社会、従業員などのステークホルダーとの適切な関係を維持し、医薬品・医療機器製造販売業者としての社会的使命・責務を全うすることで持続的な業績向上と企業価値の増大に努めます。そのために、当社は、健全で透明性の高い内部統制システムを構築し、適切なコーポレート・ガバナンスを行なっております。

1. 取締役および従業員の法令等の順守およびリスク管理について

(会社法399条の13第1項第1号八、会社法施行規則第110条の4第2項第2号および第4号)

(1) 取締役会は、取締役および従業員の法令等の遵守およびリスク管理についてその執行状況を監督します。また、内部通報制度を設置し、法令等に反する行為の未然防止もしくは早期発見を図ります。内部通報の内容・対応状況については、適宜監査等委員会に報告します。

(2) 取締役会は、反社会的勢力との関係遮断を、企業防衛の観点から必要不可欠なものと捉え、団体や個人による不当な要求等に応じたりすることのないよう取り組みの強化を図ります。

2. 取締役の効率的な職務執行の確保と当該職務執行に係る情報の保存等について

(会社法施行規則第110条の4第2項第1号および第3号)

(1) 当社は、職務権限規程や業務分掌規程等に基づく適切な権限委譲や稟議制度について定め、取締役の効率的な職務執行環境を整備します。

(2) 当社は、物品管理規程ならびに文書管理細則等に基づき、主要会議の議事録やその資料および業務執行に係る重要書類や報告書等について適切に保存管理します。

3. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制について

(会社法施行規則第110条の4第2項第5号)

(1) 当社は、グループ会社を管理する部署および規程を定め、グループ会社の取締役および従業員の法令等の遵守およびリスク管理についてその執行状況を監督し、適正かつ効率的なグループ会社運営を行ないます。

(2) 取締役会は、主要なグループ会社に対してはその業容等について、必要に応じて取締役会への報告を求めます。

(3) 監査等委員会は、常勤監査等委員を配置し、上記1項から3項までの全ての事項について、その実行状況を常時監督できる体制を整備します。

4. 監査等委員会の職務の補助要員の配置と独立性および当該補助要員への指示の実効性について

(会社法施行規則第110条の4第1項第1号、第2号および第3号)

(1) 取締役は、監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、専任の監査等委員スタッフを配置します。

(2) 監査等委員スタッフは監査等委員会の指揮命令により業務を行ないます。当該監査等委員スタッフの異動や評価・処遇については予め監査等委員会の同意を得た上で決定します。

5. 監査等委員会への報告、費用等の処理および監査等委員会の監査の実効性を確保するその他の体制について

(会社法施行規則第110条の4第1項第4号、第5号、第6号および第7号)

(1) 当社グループの役員および従業員は、当社監査等委員会の求めに応じて、会社経営および事業運営上の重要事項や業務執行の状況および結果について報告します。

(2) 当社グループの役員および従業員は、法令等の違反等、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第直ちに当社監査等委員または監査等委員会に対して報告します。

(3) 当社は、当社グループの監査等委員または監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員および従業員に周知徹底します。

(4) 当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し会社法399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

(5) 代表取締役社長は、監査等委員会と定期的に適宜に会合をもち意思疎通を図るほか、監査等委員会が実効的な監査を行なうことができる環境を整備します。

6. 内部監査の実施と監査等委員会への報告について

(1) 上記の内部統制システムの整備および運用に関し、内部監査部門が当社グループの内部監査を実施し、監査等委員は取締役の職務の執行状況を監査します。

(2) 内部監査部門は、監査等委員会と定期的に会合をもち意思疎通を図るほか、監査の実施状況を報告します。また、監査等委員会が必要と認めるときは、適宜内部監査部門に対し報告を求めます。

(3) 監査等委員会は、内部監査部門に対し監査依頼ができるほか、不正行為のおそれがある場合には、内部監査部門に対して指揮権を行使します。

(4)内部監査部門の長の異動や評価・処遇については予め監査等委員会の同意を得た上で決定します。

2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1.基本的な考え方

当社は、企業としての社会的役割、責任を自覚し、法律を遵守、経済・社会倫理に従って行動、社会とともに成長し、発展することを基本姿勢としています。

2.整備状況

反社会的勢力による経営活動への関与の防止や被害を防止する観点から、当社は反社会的勢力の排除に向けた体制の整備をしています。

- (1)総務部を対応統括部署とし、総務部長を責任者としています。
- (2)公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会の講習会に参加する等して情報の収集を行っています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

更新

当社は、2020年6月18日開催の第63期定時株主総会において「当社株券等の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）の更新につき、株主の皆様よりご承認いただきました。
なお、本プランの有効期間は、第64期定時株主総会終結の時までとなります。

1. 基本方針の内容

当社は、当社の株主のあり方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転をとまなう買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行なわれるべきものと考えております。

しかしながら、会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付を強行するような行為の中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、被買収会社の取締役会や株主が買付の条件について検討し、あるいは被買収会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、被買収会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、被買収会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行なう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であり、このような者に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 不適切な支配の防止のための取り組み

当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的に、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得、または当社が発行者である株券等について、公開買付けを行なう者の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、に該当する行為もしくはこれに類似する行為またはこれらの提案（当社取締役会が別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合、買付等を行なおうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、当該買付等に先立ち、当社取締役会に対して、(1)買付者等およびそのグループの詳細、買付等の目的、方法および内容等の情報（以下「本必要情報」といいます。）および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社の定める書式により日本語にて提出すること、(2)独立委員会が当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、追加的に情報を提供するように求めることがあること、(3)独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認める場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉を行なうべき特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、買収者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当て等を実施することを勧告すること、とするルールを策定いたしました。

なお、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外有識者等から構成される独立委員会の客観的な判断を経ることとしております。

また、当社取締役会は、これに加えて、買収者が本プランに従っており、当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合であって、かつ、株主総会の開催が実務上可能である場合には、原則として、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することを予定しております。さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様への情報開示を通じてその透明性を確保することとしております。

本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.kawasumi.jp>）に掲載しております。

3. 不適切な支配の防止のための取り組みについての取締役会の判断

当社が考える当社企業価値の源泉の性質に応じた様々な取り組みによる企業価値の向上策、コーポレート・ガバナンス等への取り組みは、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

したがって、当該取り組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示に係る基本方針

当社は、適時・適切な開示のための社内体制を整備するとともに、業務に従事する全ての役職員の行動基準として「情報管理規程」および「内部情報管理細則」を制定しております。

本規程において、当社・子会社または他社の経営・業務・財産に関する重要な未公表情報を「内部情報」と定義し、役職員が内部情報を入手した際の伝達ルートの特定および関係者以外への内部情報の伝達の禁止を徹底することで、適時・適切な会社情報の開示に努めております。

なお、内部情報および非開示情報のうち特に重要なもの（個人情報・営業秘密）に対する情報管理基準として「情報管理規程」、「個人情報保護細

則」および「営業秘密管理細則」を制定することで、情報管理体制の充実を図っております。

2. 適時開示体制について

当社は、会社情報の適時開示に関し、管理部門(総務)担当取締役を情報セキュリティ責任者、各部署の統括責任者(子会社にあつては子会社の社長)を情報セキュリティ管理者とする情報管理体制を構築しております。

役職員が内部情報に該当する、もしくは該当するおそれがある情報を知った場合、所管部署の情報セキュリティ管理者を通じて直ちに情報セキュリティ責任者に報告することを義務付けており、情報セキュリティ責任者は、当該情報セキュリティ管理者に対し情報の漏洩防止措置を講じるよう指示することを徹底しております。

そして、情報セキュリティ責任者は、担当部署(決算情報については経理部)と当該情報を整理し、重要と思われる場合については経営会議に付議することとしております。

そして、内部情報に該当する情報もしくは内部情報に該当する可能性が高い情報に関しては、取締役会または必要に応じて開催する臨時取締役会の決議をもって開示しております。

